

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の原案について

令和2年8月19日  
千葉県教育庁  
企画管理部財務課  
電話 043-223-4093

## 1 条例の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）」で定められている事務に加え、県が独自に行う事務（以下「独自利用事務」という。）を規定することで、マイナンバーを利用した個人情報の照会や提供を可能とする条例。

令和2年度から「専攻科の生徒への修学支援」制度を創設し「奨学のための給付金」制度に専攻科が対象として追加したが、現行条例には、当該事務は条例に定めがなく、専攻科の生徒の保護者等から課税証明書等を徴しているところ。

## 2 改正内容

高等学校等専攻科の生徒への修学支援に関する事務を追加及び、既に独自利用事務として定めている奨学のための給付金に関する事務の対象に高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等を追加する。

## 3 改正の効果

高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者等について、申請時における課税証明書等の添付を省略し、個人番号が記載された申請書等を取り扱うことができるようにすることで、保護者等の利便性の向上が図れる。

## 4 施行期日

令和3年7月1日